

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 4月24日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 5月 8日から 令和 8年 5月18日まで	
開札期日	日 時	令和 8年 5月21日 午前10時00分
	場 所	札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時	令和 8年 5月27日 午前 9時20分
	場 所	札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 8年 5月25日から 令和 8年 5月29日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限(民事執行規則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 4月24日から当庁記録閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

1 所 在 小樽市オタモイ三丁目
地 番 14番193
地 目 宅地
地 積 205.13平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分4分の1

2 所 在 小樽市オタモイ三丁目 14番地193
家屋 番号 14番193
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 59.76平方メートル
2階 46.78平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分4分の1

注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。
陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。
- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

物件明細書

令和 8年 3月 4日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件共有者らが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

- 1 所 在 小樽市オタモイ三丁目
地 番 14番193
地 目 宅地
地 積 205.13平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分4分の1
- 2 所 在 小樽市オタモイ三丁目 14番地193
家屋 番号 14番193
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 59.76平方メートル
2階 . 46.78平方メートル
共有者 A 持分4分の1
共有者 B 持分2分の1
共有者 C 持分4分の1



令和 7年(ケ)第80008号
令和 7年11月28日受理
令和 7年12月17日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 武 田 一 臣

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 小樽市オタモイ三丁目

地 番 14番193

地 目 宅地

地 積 205.13平方メートル

共有者 A 持分4分の1

共有者 B 持分2分の1

共有者 C 持分4分の1

2 所 在 小樽市オタモイ三丁目 14番地193

家屋 番号 14番193

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積 1階 59.76平方メートル

2階 46.78平方メートル

共有者 A 持分4分の1

共有者 B 持分2分の1

共有者 C 持分4分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり													
住居表示	小樽市オタモイ3丁目22番20号													
土地	物件1													
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地（物件1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> （物件 ）													
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 土地所有者（物件共有者全員） <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
下記以外の建物（目的外建物）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）													
その他の事項	「その他の事項」のとおり													
建物	物件2													
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：													
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>種類：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造：</td> </tr> <tr> <td></td> <td>床面積：</td> </tr> </table>		{	種類：		構造：		床面積：						
{	種類：													
	構造：													
	床面積：													
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者（物件共有者全員） <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり													
上記以外の敷地（目的外土地）	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）													
その他の事項	「その他の事項」のとおり													
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 2em;">{</td> <td>地方裁判所</td> <td>支部</td> <td>平成</td> <td>年()第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保管開始日</td> <td>平成</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>		{	地方裁判所	支部	平成	年()第	号		保管開始日	平成	年	月	日
{	地方裁判所	支部	平成	年()第	号									
	保管開始日	平成	年	月	日									
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面（各階平面図）のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり													

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件1について

- 1 本土地の境界石等は積雪により確認できなかった。物件の特定は法務局備付けの図面等を参考にし、現地での概測により行ったが、正確には専門家の測量結果による必要がある。
- 2 本土地は、南西側隣接地（地番14番188及び地番14番189）に対して、約2から2.3メートル高く接しており、他の隣接地については概ね等高に接している。
- 3 物件共有者全員所有のスチール製仮設カーポート（約25.00㎡）が設置されている。
- 4 土地建物位置関係図に示すとおり、物件共有者全員所有の街灯が設置されている（全景写真参照）。

■ 物件2について

- 1 食堂・居間の窓枠の一部に結露による腐食が見受けられる。
- 2 玄関前に風除室（約2.48㎡）が設置されているが、風除室のガラス扉は外されており、ガラス扉は食堂・居間に放置されている。
- 3 洋室1のクロスは、タバコの汚れが見受けられる。

■ 物件共有者Bの陳述の要旨

- 1 本物件は令和3年1月から空き家になっています。
- 2 令和3年1月の転居時に、私の荷物は本物件より全て搬出しています。
- 3 本土地及び本建物内にある動産は、全て父親の所有物だったものとなります。私は父親の相続を放棄しているため、父親の所有物だったものの処分権限はありません。

■ 物件共有者Cの陳述の要旨

- 1 物件共有者B及び物件共有者Bの父親は、60年以上、全く付き合いのない親戚です。
- 2 物件所在地に一度も訪れたことはありません。

■ 近隣住民の陳述の要旨

本物件は3、4年ほど前から空き家になっています。

■ 物件共有者Aへの照会書の回答はなかった。

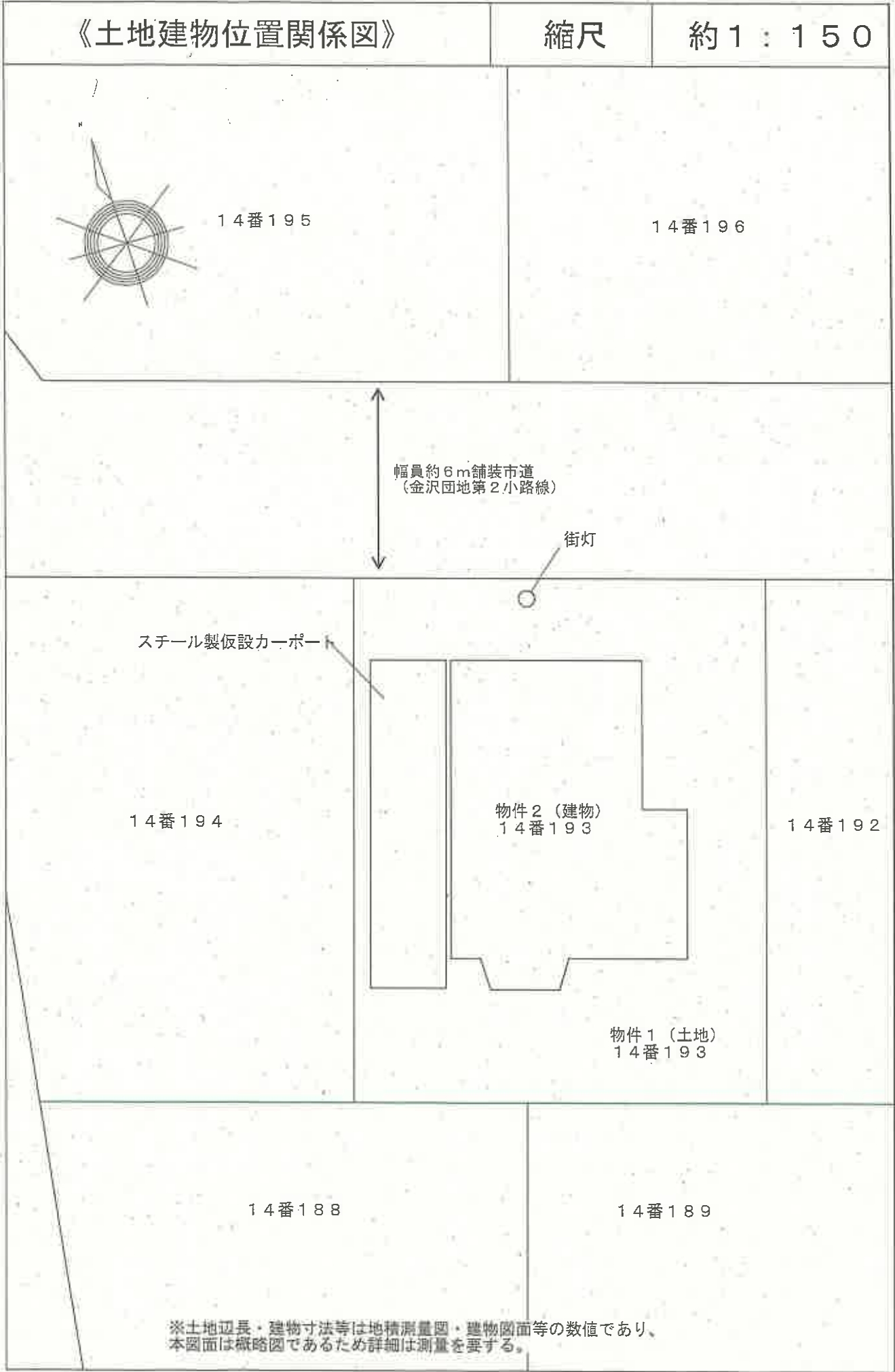
■ 本物件の占有者について

本物件は物件共有者Bが持分2分の1、物件共有者Bの父親が持分2分の1を共有していたところ、物件共有者A及び物件共有者Cは、物件共有者Bの父親の相続により持分を各4分の1を取得した。なお、物件共有者A及び物件共有者Cは、物件共有者Bの父親の姪である。物件共有者Bを含む、物件共有者Bの父親の相続に関する関係人は、物件共有者A及び物件共有者Cを除き全員が相続放棄している。本物件は、各共有者間で使用等の別段の取り決めがないことから、物件共有者全員が占有していると認定した。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
7年12月 3日 (水) 9:00- 9:20	物件所在地	占有関係調査、現地確認、外部調査、写真撮影、近隣住民に事情聴取
7年12月 5日 (金) : - :	郵便	物件共有者A、物件共有者B及び物件共有者Cに書面照会
7年12月10日 (水) : - :	当庁(インターネット)	登記記録閲覧 (目的外建物の登記の有無及び附属建物の登記の有無)
7年12月12日 (金) 10:20-11:10	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行
7年12月15日 (月) 10:45-10:55	電話	物件共有者Bに架電
7年12月16日 (火) 12:00-12:05	電話	物件共有者Cに架電
<p>(特記事項)</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 令和 7年12月12日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Dを立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。</p>		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



間取図



1階



2階

※本件間取図は概略図であり、建具・設備等の形状等の詳細は現況を優先する。

S=約1:100

全景



食堂・居間



台所



浴室



スチール製仮設カーポート



風除室のガラス扉の状況



洋室1 クロスの状況



令和7年(ケ)第80008号
令和7年12月12日現地調査
令和7年12月19日評価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
川尻 雅裕 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 2,350,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金 550,000円
物件2 (建物)	金 1,800,000円

- 1 一括価格は、物件1～2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	小樽市オタモイ3丁目 14番193 宅地 205.13m ²	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	小樽市オタモイ3丁目14番地193 14番193 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 59.76m ² 2階 46.78m ² 延 106.54m ²	同左
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	JR函館本線「小樽」駅の北西方・道路距離5.2km 最寄バス停「中央自動車学校前」（北海道中央バス）の北東方・道路距離約600m	
付近の状況	戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域である。国道沿いにスーパー等の日用品店舗は存するものの、市内北西部に位置し、経済中心地から離れているなど、生活利便性はやや劣る。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率	40%
	容積率	60%
	防火規制	なし
	その他の規制	外壁後退区域、金沢ニュータウン地区地区計画（低層専用住宅地区A）、宅地造成等工事規制区域、景観計画区域 (公法規制の詳細は小樽市建設部都市計画課まで)
画地条件	北東側間口約12.7m、奥行約16.1mの長方形の中間画地であり、登記面積は205.13㎡である。画地内は概ね平坦である。	
接面道路の状況	北東側幅員約6mの舗装市道「金沢団地第2小路線」（建築基準法第42条1項1号道路）に等高に接道している。	
土地の利用状況	物件1の土地は、物件2の建物のほか、スチール製仮設カーポートの敷地として利用されている。 物件1は南西側隣接地（14番188、14番189）に対して約2～2.3m高く接しており、他の隣接地については概ね等高に接している。 このほか、周囲では戸建住宅が立ち並んでいる。	

次頁に続く

供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 土壌汚染の可能性</p> <p>物件1の土地については、現地調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。また、北海道生活環境部環境局生活政策課への聴取によれば、対象土地には水質汚濁防止法・下水道法上の有害物質使用特定施設は存在していない。</p> <p>したがって、これらの状況から土壌汚染の可能性は低いと推定される。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。</p> <p>・ 埋蔵文化財・地下埋設物の可能性</p> <p>北海道教育委員会の埋蔵文化財包蔵地分布図によれば、物件1の土地は、埋蔵文化財包蔵地等の指定を受けていない。</p> <p>また、対象土地について現地調査したところ、物件2の建物、スチール製仮設カーポート及び街灯以外に建築の支障となる地下埋設物等の存在は視認できなかった。</p> <p>・ 位置関係等</p> <p>現地調査において境界石は確認できなかった。</p> <p>物件1の土地等については、公図・地積測量図・建物図面等と照らし合わせて、現地で巻き尺等による概測により位置関係、面積等を特定したものであり、正確な範囲・位置等は実測を要する。</p> <p>・ その他</p> <p>物件1の土地に、全共有者が共有するスチール製仮設カーポート（概測で25㎡）、及び街灯が設置されている（詳細については「現況調査報告書」参照）。</p>

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	<p>建 築 年 月 日：平成5年1月29日新築 経 過 年 数：約32年 経済的残存耐用年数：既に経済的耐用年数が尽きていると判定</p>
仕 様	<p>構 造：木造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング、畳、カーペット等 設 備：給排水設備、電気設備、給湯設備等 その他：洗面化粧台等</p>
床面積（現況）	<p>1階 59.76㎡ 2階 46.78㎡ 延 106.54㎡ （巻尺・レーザー測定器等を用いて現地調査した結果、現況床面積は概ね登記簿のとおりである。）</p>
現況用途等	<p>現況用途：住宅 間取り：4LDK</p>
品 等	<p>総 合：総合的な品等は普通である。 使用資材：一般的であり、特段目立ったものはない。 施 工：一般的であり、特段目立ったものはない。</p>
保守管理の状態	<p>経年相応の老朽化、損耗等が見られ、保守管理の状態は劣る。</p>
建物の利用状況	<p>現況調査報告書記載のとおり。</p>
特 記 事 項	<p>・建築確認関係（小樽市建設部建築指導課の資料による） 建築確認 交付年月日：平成4年10月1日 番号：第884号 完了検査：交付年月日：平成5年1月29日 番号：第888号</p>

次頁に続く

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none">・アスベスト含有建材等、建物有害物質の利用については目視調査の結果、確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。・物件2の建物には、玄関先に風除室(2.48㎡)が設置されており、ガラス扉が外され1階の食堂・居間に放置されている(詳細は「間取図」参照)。・物件2の1階食堂・居間の窓枠の一部には、結露による腐食が見られる。・物件2の洋室1のクロスには、タバコによる汚れが見られる。・物件2は空き家となっている。
---------	---

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/m ²) ア	個別 格 差 イ	地 積 (m ²) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	8,500	1.00	205.13	0.95	1,656,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準価格、比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：なし。

なお、土地に定着している街灯については、市場価値がないと判断した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物等の利用状況及び経過年数等を考慮し、-5%と査定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。なお、スチール製仮設カーポートについては、経済的価値が認められないため建物価格に含めなかった。

番号	再調達原価 (円/m ²) ア	現況延床面積 (m ²) イ	現 価 率 ウ	建物の価格(円) ア×イ×ウ=エ
2	240,000	106.54	0.10	2,557,000

ウ 現価率：経済的耐用年数が尽きているため残価程度と判断した。

$$\begin{aligned} & \text{減価修正 現価率} \\ & (1-0.90) = 0.10 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ=ウ
1	1,656,000	0.40	法定地上権	662,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2) エ)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正 ウ	市場性 修正	競売市 場修正	その他の 控除減価 (敷金等)	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
	ア	(2①ウ) イ		エ	オ	カ	
1	1,656,000	-662,000		0.80	0.70	—	550,000
2	2,557,000	+662,000		0.80	0.70	—	1,800,000
一括価格 (合計)							2,350,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：空家であること及び内装各所の損傷部分について相応の修繕費用を要すること等から市場性が劣ると判断し、市場性修正率として0.80を乗じた。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：なし。

第6 参考価格資料

1. 地価公示価格（小樽-25）

所 在：小樽市オタモイ3丁目36番26外
価 格：8,750円/m²
位 置：JR函館本線「小樽」駅の北西方、道路距離約5.3kmに位置
価 格 時 点：令和7年1月1日
地 積：200m²
供給処理施設：水道・下水
接 面 街 路：東側7.5m市道
用 途 指 定 等：第1種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
地 域 の 概 要：一般住宅等が建ち並ぶ郊外の既成住宅地域

2. 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1： 1,302,575円
物件2： 2,029,000円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 公図写
- 3 地積測量図写
- 4 建物図面写・各階平面図写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図

以 上

登記年月日：平成3年9月13日

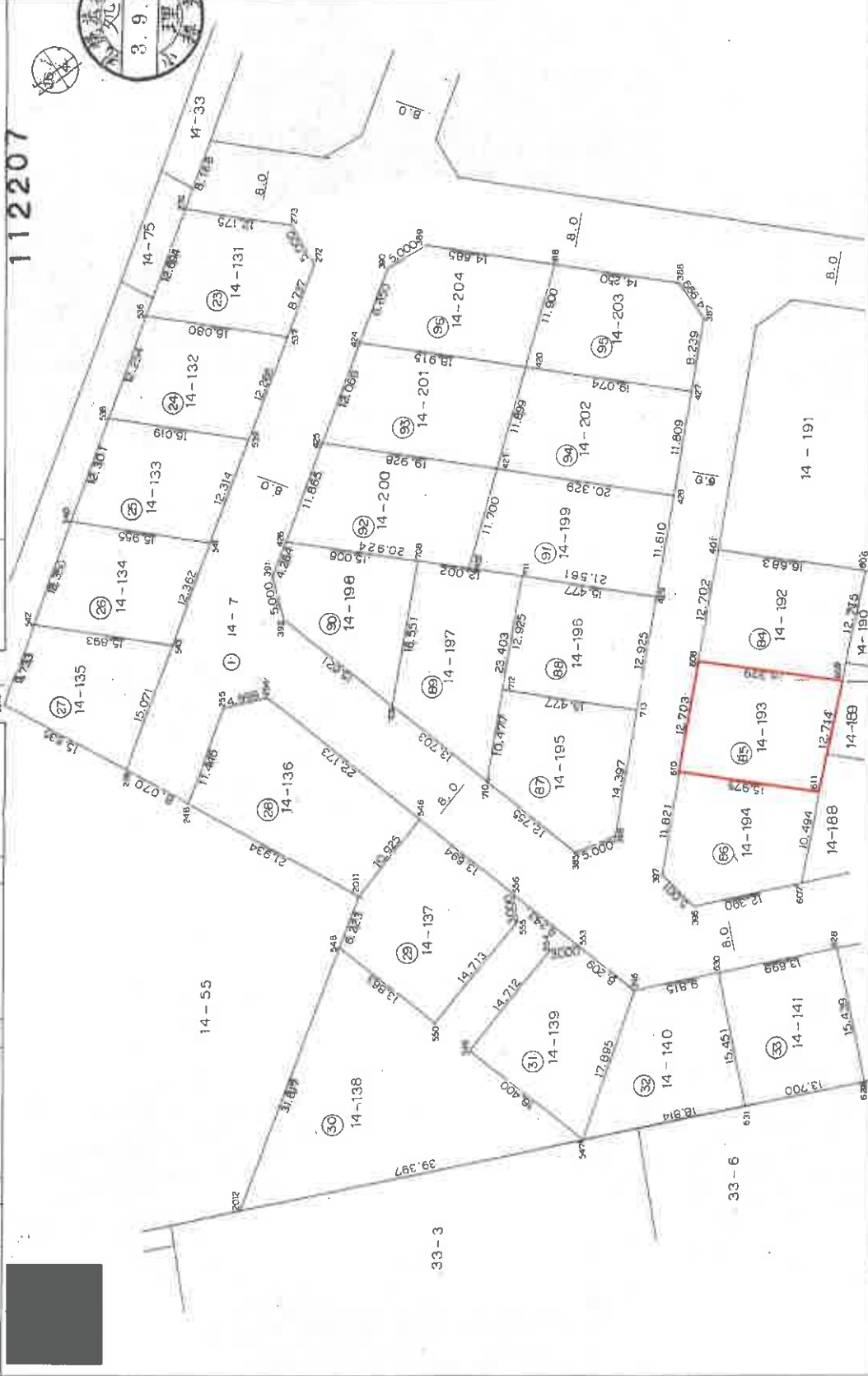
令和7年8月28日 札幌支局 登記官

新 14-7, -52, -101, -110, -113 ~ 155, -157, -158, -161 ~ 205, -209
地 番 14-7
14-110, ~ -209
土地積測量 図 3/15

土地の所在 小樽市オタモイ3丁目

112207

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名
種類	コンクリート柵
既設	
新設	全点



製作者	申請人	縮尺 1/500
		90. 10. 1000 092165506

(平成3年8月27日作製)

(札幌土地家屋調査士会用紙)

請求番号：7-2

本図面はA3判をA4判に縮小したものである

地積測量図写

登記年月日：平成3年9月13日

令和7年8月28日
札幌支局
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

新 14-7, -52, -10, -110, -113, -155, -157, -158, -161 ~ -205, -209
地 番
14-7
14-110, ~ -209
土地の所在
小樽市オタモイ3丁目
112217
地積測量図 縮尺 1/

地積測量図	縮尺	1/
境界線の種類及び筆界点の記号又は点名		
種別	既設	新設
地番		

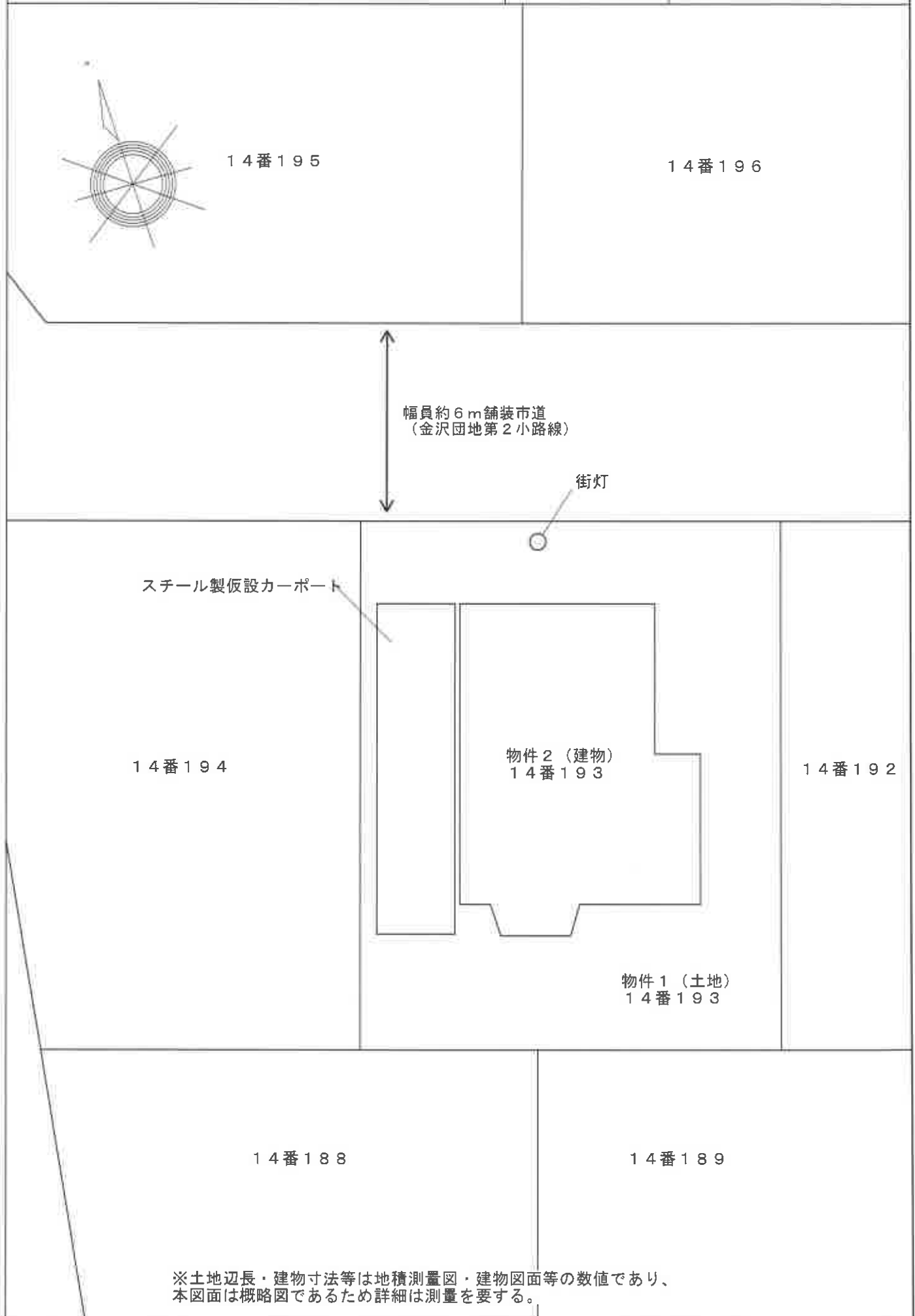
※ 座標求積表 ※

地番	NO	標識	X	Y	辺長	測線
14	371	()	-86290.697	57207.491	5.000	371-372
14	372	()	-86294.822	57210.317	4.974	372-615
14	615	()	-86296.688	57214.930	18.100	615-612
14	614	()	-86279.594	57220.897	14.699	614-607
14	607	()	-86274.097	57207.265	16.602	607-371
14	371	()	-86290.697	57207.491	5.000	371-372
14	372	()	-86294.822	57210.317	4.974	372-615
14	615	()	-86296.688	57214.930	18.100	615-612
14	614	()	-86279.594	57220.897	14.699	614-607
14	607	()	-86274.097	57207.265	16.602	607-371
14	615	()	-86296.688	57214.930	18.100	615-612
14	613	()	-86300.688	57224.865	10.712	613-612
14	612	()	-86283.600	57230.832	18.100	612-614
14	614	()	-86279.594	57220.897	14.699	614-607
14	615	()	-86296.688	57214.930	18.100	615-612
14	613	()	-86300.688	57224.865	10.712	613-612
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	10.512	606-612
14	612	()	-86283.600	57230.832	18.100	612-614
14	613	()	-86300.688	57224.865	10.712	613-612
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	373	()	-86314.061	57258.032	25.250	373-374
14	374	()	-86311.996	57262.585	4.999	374-375
14	375	()	-86285.127	57271.969	28.461	375-376
14	376	()	-86280.602	57269.840	5.061	376-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	25.344	401-400
14	400	()	-86304.619	57234.614	34.783	400-373
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	606	()	-86287.531	57240.581	16.683	606-401
14	401	()	-86271.781	57246.081	12.702	401-608
14	608	()	-86267.360	57234.173	16.329	608-609
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606
14	400	()	-86304.619	57234.614	18.100	400-606
14	609	()	-86282.776	57228.789	12.715	609-606

《土地建物位置関係図》

縮尺

約 1 : 150

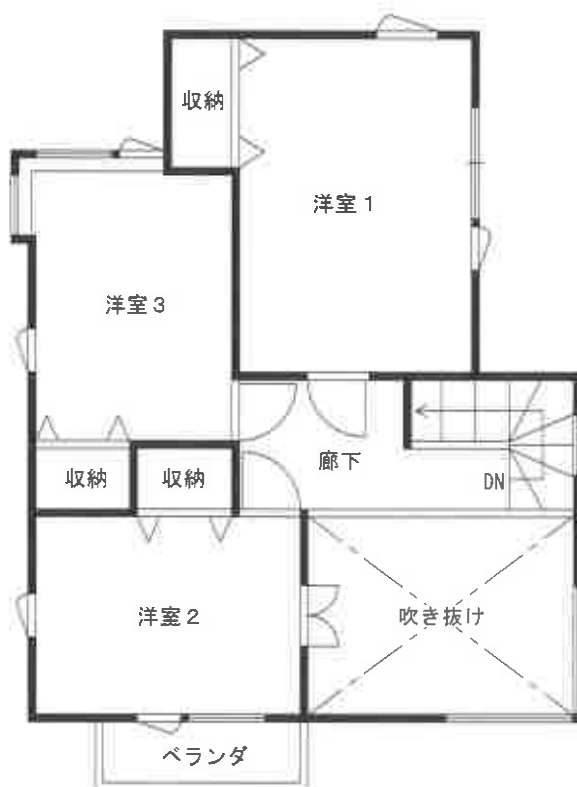


※土地辺長・建物寸法等は地積測量図・建物図面等の数値であり、
本図面は概略図であるため詳細は測量を要する。

間取図



1階



2階

※本件間取図は概略図であり、建具・設備等の形状等の詳細は現況を優先する。

S=約 1 : 100